

## 【論文】

## 近代への行政的基点としての宝暦—安永期

—熊本藩を中心に—

吉村 豊雄

The Horeki-Anei period as administrative cardinal point toward modern period.

Toyoo YOSHIMURA

## 要旨

一八世紀中期、対象とする熊本藩では、農村社会の変容、社会の公共業務拡大のなかで、「村」の成立・年貢請負を広域的に保障する地方組織として、また地方の公共業務を担う組織主体として、郡と村の中間行政区域たる「手永」の役割が大きく顕現化する。そして宝暦—安永期の藩政改革過程において志向される行政整理、行政業務のスリム化とあいまった行政権限・財源の地方移譲を通じて「手永」の広域自治団体化が進み、緩やかながら武家領主の政治行政を収縮に向わせる地方胎動を現出せしめる。

キーワード：地方行政 地域運営 異議申し立て 政策形成 惣庄屋寄合 手永村

## はじめに

日本近世の武家の政治行政機構は、意外に「小さな政府」の状態を維持・廃藩を迎えている。対象とする熊本藩の場合、ごく大雑把にみれば、明治初年に至る一九世紀段階、領内総生産額に占める税収<sup>1</sup>財政収入の割合は二割であり、行政職に就く家臣（知行取家臣）の割合

もほぼ二割である。領主財政は、財政難の常態にありながら、「二割の税収」を超えた財政規模を志向せず、藩主・家臣の生活費・人件費を主体とする財政では、社会に向けた直接の経費もごく限られている。こうした政治方向は宝暦期の藩政改革を通じて明確化され、拡大する社会の公共業務のもとで、中央政府<sup>2</sup>藩庁（奉行所）で財源的・人員的に行えないことは地方活力、社会の運営能力に依存し、これを取り込んで、総体として「大きな政府」を目指す行政傾向が出てくる。<sup>1</sup>

本論文は、熊本藩において、明和七（一七七〇）年間六月、領内惣庄屋が「連印」して一五一か条にわたって地方行政・地方制度に関する異議・要求を書きならべ、同時に自らその対応・解決策を示して藩当局に提出した「繁雑帳」と題する文書の検討を通して、惣庄屋の管轄する手永（郡と村の中間行政区域）が、管内の村の成立・年貢請負を広域的に保障し、拡大する社会の公共業務を担う地域運営組織としての役割を大きく顕現し、宝暦—安永期の藩政改革過程において志向される行政整理、行政業務のスリム化とあいまった行政権限・財源の獲得を通じて広域自治団体化する動きが胚胎するなかに、近代に向けた行政的基点というべきものを検証することを基本目的とするも

のである<sup>2)</sup>。

すなわち、領内惣庄屋が「寄合」の場を設けて結集し、藩当局に向けた「下方」の異議・要求を取りまとめ、異議・要求への対応・解決策を自ら提示し、その少なからざる部分を藩側に採用させ、政策実現していること、また「繁雑帳」の特徴的な内容として、年貢・諸役の抑制、領主的業務の地方移譲、年貢の広域請負制<sup>3)</sup>年貢手永請負制など手永による自律的地域運営のための行政権限・財源獲得の方向が提示されていること、これらの点を明らかにしつつ、総体として地域運営組織としての手永の役割と、「下方」をとりまとめる惣庄屋の職務責任が大きく顕現化し、武家領主による政治行政を一定程度限定・縮小していくような地方胎動について検証する。

それはまた、林基氏・佐々木潤之介氏以来の階級闘争を軸にした当該期の社会変動、これに対する領主的対応<sup>4)</sup>封建反動という理解を如上の観点から捉え直す試みでもある。

ところで熊本藩では、宝暦改革期に重大な地方行政改革が進行している。村・庄屋を大幅に統合する「寄せ村」である。村高二、三〇〇石程度の小村を整理・統合して八〇〇〜一〇〇〇石程度を標準に新たな「村」を設定し、庄屋の人選を通して庄屋の職務能力の底上げを図ったものである。発端は庄屋の「役威」強化とも関わるが、宝暦六年一月に具体化して、翌年二月ごろには表1に示したような「寄せ村」<sup>5)</sup>村合併・庄屋削減の作業を終えている。領内一五八八人の庄屋が六二〇人削減され、九六八人となる。飽田・詫摩両郡などでは庄屋が半減している。

改革政治を主導する大奉行・堀平太左衛門の「寄せ村」の直接のねらいは、新しき「村」による定額年貢の請負（＝「受合免」）方式の導入にあるが、明和・安永期には連続する凶作、明高・零落所増加のもとで、「村」による年貢請負・百姓成立ち措置が年貢の不安定を招

表1 「寄せ村」による村・庄屋統合の状況（宝暦7年）

| 郡名等   | 村数  | 庄屋数  | 削減庄屋数 | 寄せ村後の庄屋数 |
|-------|-----|------|-------|----------|
| 飽田・詫摩 | 231 | 248  | 130   | 118      |
| 上益城   |     | 207  | 77    | 130      |
| 下益城   |     | 194  | 55    | 139      |
| 宇土・八代 |     | 160  | 35    | 125      |
| 山本    |     | 60   | 27    | 33       |
| 玉名    | 264 | 263  | 121   | 142      |
| 山鹿    |     | 70   | 25    | 45       |
| 菊池    | 78  | 75   | 32    | 43       |
| 合志    | 99  | 94   | 36    | 58       |
| 阿蘇・南郷 |     | 100  | 21    | 79       |
| 小国    | 26  | 23   | 11    | 12       |
| 久住    | 17  | 16   | 10    | 6        |
| 野津原   |     | 29   | 17    | 12       |
| 鶴崎    |     | 49   | 23    | 26       |
| 合計    |     | 1588 | 620   | 968      |

永青文庫蔵「覚帳 宝暦六年ノ同七年迄」による。

き、手永が、こうした「村」の広域的保障組織としての役割を顕現化させる。領内惣庄屋による「繁雑帳」の取りまとめは、その大きな契機となる。

(1) 熊本藩の宝暦改革については、拙稿「藩政改革像の再構築」(『歴史評論』七一七号、二〇一〇年)参照。

(2) 「繁雑帳」は、現在のところ二点の存在を確認している。飽田・詫摩

郡域などの惣庄屋を歴任した古閑家のもとに一冊（古閑家蔵）、そして民政家中山昌礼が編纂した地方書集成「井田衍義」（永青文庫蔵）の中に「明和繁雑帳 会所旧記」と題する一冊の都合二冊である。古閑家の「繁雑帳」の奥書には「右三隅丈八ヨリ借受、写取畢、文政十三年寅十二月 古閑維敬」とある。本書は、文政一三（天保元、一八三〇）年当時飽田郡の手永三役の一人、郡代手附横目であった古閑才右衛門が、下益城郡砥用手永・宇土郡松山手永などの惣庄屋を歴任した三隅丈八より借り受けて書写したものである。時期的にみて、三隅が宇土郡松山手永惣庄屋時代に書写されている。「繁雑帳」は松山会所に具備され、三隅は会所本を書写した可能性が高い。文政一三年といえは、「繁雑帳」提出から六〇年近い年数を経ているが、内容構成が網羅的であり、かつ各条項について藩側の回答が示されており、「繁雑帳」は先任の惣庄屋たちが積み上げた行政実績として、後任惣庄屋が継承すべき民政マニュアルでもあった。「繁雑帳」は最終的に藩側の回答が付札で示され、郡代を通じて管内の惣庄屋に返却されており、二点の「繁雑帳」には付札・貼紙類にかなりの違いがある。大雑把に言えば、古閑家本は宇土郡系、「井田衍義」本は飽田・詫摩郡系といえるが、古閑家本にみるように書写がくり返されている。「井田衍義」本は貼紙類が乱丁化した写本を書写しており、善本とはいえないが、書写のくり返しによる情報も含み、また藩庁側に残された「繁雑帳」として、ここでは定本として使用した。なお、「明和繁雑帳 会所旧記」は『藩法集 7 熊本藩』（藩法研究会編、創文社）に翻刻されている。

(3) 林基「宝暦〜天明期の社会情勢」(岩波講座『日本歴史』近世4、一九六七年)、佐々木潤之介「宝暦期の位置づけについて」(『歴史学研究』三〇四号、一九六五年、のち『幕末社会論』所収、塙書房、一九六九年)。

(4) 永青文庫蔵「宝暦七年 覚帳」。

## 一 「繁雑帳」の作成と惣庄屋寄合

惣庄屋による「繁雑帳」の取りまとめは、宝暦改革を主導した大奉行で当時家老に列していた堀平太左衛門の指示を契機に始まる。堀は、宝暦改革後、緩みのみえていた財政状況を引き締めるべく、明和三年（二七六六）年から五年間の予定で財政緊縮の徹底を命じ、同七年三月、いわば藩行政の大幅なスリム化を図るべく地方業務において省略・削減できるものの洗い出しを命じた。「年々覚頭書」明和七年三月条に、「御郡中御用向取扱繁雑二相成候二付、しらへ之儀二付、平太左衛門殿書付被相渡候事」とあるように、堀は、「御郡中御用向」が「繁雑」化しているとの現状認識のもとで担当部局の郡方に対し省略できる業務の洗い出しを命じたものである。「繁雑」調べ方を命じた意図について、堀平太左衛門自身は、安永初年の時点で、堀の改革政治を批判した用人の益田弥一右衛門の上書に込めるなかで次のように述べている。

此繁雑之儀ハ、御郡代又ハ御惣庄屋ガ発リ候事二者無之、惣庄屋并村々ニ而取計候事、無益之儀と可有之候処、一々二者御役所ニ相分不申、其事々委く受届候ハ、省略之筋も可有之候条書出候様、尤諸事憚なく書出候様二相違候処、数十ヶ条書出、其内二ハ不敬之儀、又ハ間違之儀も候へとも、初め其段ハ差免し書出せ候事二付、其分ニ而取上置、段々と申談、先差寄之儀者追々相違候処、各ヶ条之内二者、御郡と町と懸り合候儀も有之、或者御出方二相成候事も有之、此等ハ其役々二懸合、彼是容易ニ決し難き事ハ、重畳僉議仕事ニ御座候、元来下々願出候儀二者無御座、此方より書出せ取捨仕候事二付、此儀専ら二ハ不申談候、御用之隙々を見合申談候故、延引も仕候由、

堀の説明は、すでに惣庄屋側から堀の意図に反した「繁雑帳」が提

出された後でもあり、逆に堀の本音がうかがえる。堀は、「繁雜」調べ方が決して郡代・惣庄屋側から提案されたものでなく、あくまで藩行政を統括する大奉行の自分が地方行政の現場で「無益」となり、「省略」できる業務の洗い出しを命じたものであり、地方業務のスリム化にこそ本来の目的があつたとの口吻を示す。ところが惣庄屋による「繁雜帳」の提出によって、あたかも「繁雜之儀」が地方行政の現場から提案されたような結果となり、しかも、内容的に「諸事憚なく書出」した、「不敬」で「間違」もあるものが出された、この思いがある。

次に「繁雜帳」の条文を示す。同帳は都合一五一一条からなっている。一例として第一条目を示す。

一御高札場之事、

此儀、御町内ニ御座候所々者、御出方を以被仰付由、御郡内ニ御座候分者、御郡中より出銀を以建替修復等仕来り申候、御郡と御町と不对ニ御座候二付、御町と同様ニ被仰付被下度奉存候、<sup>上札</sup>「此儀、熊本御高札場之儀茂、新規修復共、従前々々竹木者被渡下、作料其外一式入目銀者町中より割賦被仰付事二付、御郡・在町共ニ竹木者御山より被渡下、諸入目者御郡より出銀を以取計可申旨二付、其通可被相心得候事、

但、川尻・八代等之町々茂同前二候事、

惣庄屋は、最初に洗い出した課題を事書で示し、次に課題についての惣庄屋中の解決策・提案を「此儀」で始まる文章で示している。本条は、高札場の建替え・修復について、町方であれば「御出方」＝藩側の経費負担がなされるのに、郡中のそれは郡中負担となっていると異議を申し立て、町方と同様の扱いを求めたものである。堀平太左衛門の意図は、省略できる地方業務の洗い出しにあったが、本条にみるように、惣庄屋が提示したのは地方制度・地方業務の問題点であり、

「繁雜帳」は「下方」の格好の異議申し立ての場となる。藩側の回答は安永六（一七七七）年まで遅れるが、鉤括弧のなかの「此儀」で始まる「上ノ付札」の部分が藩側＝郡方の回答である。「上ノ付札」とあるごとく、藩側の回答は各条項の上部に付札で貼付され、惣庄屋側に返却されている。

表2は「繁雜帳」の全一五一一条を内容別に分類したものである。組上に上げられた課題は地方行政の根本問題から手永固有の事案まで多種多様である。そこには藩政初期とは比較にならないほど拡大した社会の公共業務の実情があり、かつ初期段階には表出されなかった個別事案も組上にあげられている。「繁雜帳」は明和七年六月末から翌月中旬にかけての惣庄屋寄合を経て、明和七年閏六月下旬に郡代を通して藩庁郡方に提出され、主に郡代が回答のための対応方に当たったものとみられる。「繁雜帳」の取りまとめ方で注目されるのは、惣庄屋が「寄合」の場が持っていること、最終的に「御惣庄屋中連印」をとりつけていることである。惣庄屋寄合の日程は、次のごとくである。

I期 「明和七寅六月廿五日より廿七日迄寄合

但、廿五日 本庄善光院

廿五日廿六日 大津竹迫宿

II期 「閏六月四日 於野津会所一手寄合

III期 「閏六月十一日 本庄、十二日 池田、十三日 田迎、

十四日 横手、十五日 本庄、十六日 池田、十七日

本庄

堀が「繁雜」調べ方を命じたのがこの年の三月であり、惣庄屋はほぼ三か月余を経て寄合をもつことになる。惣庄屋寄合は、六月二五日の詫摩郡本庄手永善光院に始まり、翌閏六月十六日の本庄に終わっている。本庄を中心に寄合がもたれたのは、熊本城下に隣接して白川の川向こうに位置し、薩摩・日向両街道の合流点であり、惣庄屋が寄

表2 「繁雑帳」の内容別条項構成

| 内容            | 条項構成                  |
|---------------|-----------------------|
| 公的施設・役人役宅繕い普請 | 1~9条、150・151条         |
| 夫役・諸使役        | 13~15条、17~28条         |
| 宿駅人馬継立・飛脚     | 33~42条、44条、46条        |
| 年貢・諸上納        | 65~80条、131~149条       |
| 諸運上           | 95条                   |
| 村出銀           | 96条                   |
| 津口陸口運上銀       | 122条                  |
| 在役人           | 10~12条、16条、128条       |
| 在御家人          | 81条                   |
| 身分・村人数        | 82・83条、91・92条         |
| 村役人           | 97条                   |
| 惣庄屋・会所役人      | 100条                  |
| 給人・在宅衆        | 84~86条                |
| 零落所救済         | 89・90条                |
| 農業            | 125・126条              |
| 奉公人           | 94条、102~115条          |
| 公事・願筋手続き      | 87・88条                |
| 御達筋           | 129・130条              |
| 水利・土木普請       | 116~121条、127条         |
| 産業・殖産         | 29~32条、43条、45条、61~64条 |
| 造船・船改         | 123・124条              |
| 在方商業          | 93条                   |
| 御山維持・管理       | 47~60条                |
| 火事・祈祷・雨乞・虫追   | 98・99条、101条           |

永青文庫蔵「明和繁雑帳 会所旧記」による。

り合うのに適した場所であったことによる。すでに宝暦一四（一七六四）年当時、飽田・詫摩郡の惣庄屋は「月次仲間寄合」を行うほどの関係にあるが、場所については輪番で町屋を寄合場所に借用している状態であり、この年、「飽田・詫摩飛脚屋敷」の一角に、二間に四間ほどの古屋を建て増し、「寄合場」としている<sup>3</sup>。したがって明和七年当時、この寄合場は存在していたが、とても領内惣庄屋の寄合場所になるものではなく、今回の寄合では領内惣庄屋の集合に適した手広い寺院を最初の寄合場所に当てている。

飽田・詫摩両郡以外の惣庄屋も職務上毎年何度か熊本城下に来てい

るが、「繁雑帳」取まとめは領内惣庄屋を「寄合」という形で結集させたという意味で画期的な意義を有している。都合一〇回に及ぶ寄合も熊本の大津竹迫宿も含めて、飽田・詫摩両郡内を巡回する形で開催され、閏六月四日に八代城下近くの野津会所まで一日だけ出張する方式をとった。表3は惣庄屋の各寄合への出席状態をまとめたものである。出席の形態は、①Ⅰ期・Ⅲ期の出席（一人）、②Ⅰ期・Ⅱ期の出席（一人）、③Ⅰ期のみ出席（五人）、④Ⅱ期のみ出席（二人）、⑤Ⅱ期・Ⅲ期の出席（一人）、⑥Ⅲ期のみ出席（一人）となる。結局、三期を通して出席した惣庄屋は一人もいない。また一度も寄合に出席していない惣庄屋も二〇人を数える（表4）。

惣庄屋寄合の開催状況、惣庄屋の出席状態を見ると、寄合は飽田・詫摩両郡に集中して開催され、一度だけ遠方の八代方面に出張する方式をとっている。飽田・詫摩両郡でも寄合場所は本庄が四回と最も多く、次いで池田の二回であり、本庄で寄合を終了している。「繁雑帳」は「飽田・詫摩惣庄屋共」を中心にとりまとめられ、両郡内で寄合を開催しつつ、合志郡竹迫・八代郡野津に出張して全体のとりまとめと「御惣庄屋中連印」を得たものとみられる。野津手永の野津瀬兵衛のみⅠ期とⅡ期に出席しているように、野津瀬兵衛は野津での寄合開催の役目を担い、Ⅰ期の寄合に出席したものとみてよい。一度も出席していない惣庄屋には遠い郡部のものが多いが、当然通知はなされていないはずであり、何らかの意思確認はなされていたとみてよい。

「繁雑帳」の提出形態、提出後の藩当局の取扱いについては、「繁雑帳」に記された書入れ・付札類が示唆するところである。「繁雑帳」末尾に次のような説明文の書き入れがある。

此繁雑帳三卷、明和六年寅六月、惣庄屋中連印二而相達候処、安永七年酉七月、御付札二御下ヶ御沙汰二相成候事、

この書き入れには年季に誤りがある。提出時期の「明和六寅六月」

表3 惣庄屋寄合への参加状態（明和7年）

| 郡・手永<br>惣庄屋名 |     | 寄合の月日<br>・場所 |            |            |            |             |             |             |             |             |             |             |   |   |
|--------------|-----|--------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---|---|
|              |     | 6・25<br>本庄   | 6・26<br>大津 | 6・27<br>竹迫 | 閏6・4<br>野津 | 閏6・11<br>本庄 | 閏6・12<br>池田 | 閏6・13<br>田迎 | 閏6・14<br>横手 | 閏6・15<br>本庄 | 閏6・16<br>池田 | 閏6・17<br>本庄 |   |   |
| 鮎田郡          | 五町  | 永井           | 宇七兵衛       | ○          | ○          | ○           | —           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○ | ○ |
| 〃            | 横手  | 横手           | 金兵衛        | ○          | ○          | ○           | —           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○ | ○ |
| 〃            | 池田  | 池田           | 立蔵         | ○          | ○          | ○           | —           | ○           | ○           | —           | ○           | ○           | ○ | ○ |
| 〃            | 錢塘  | 錢塘           | 仙助         | ○          | ○          | ○           | —           | ○           | ○           | —           | —           | —           | — | — |
| 詫摩郡          | 本庄  | 大賀           | 嘉兵衛        | ○          | ○          | ○           | —           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○ | ○ |
| 〃            | 田迎  | 田迎           | 兵右衛門       | ○          | ○          | ○           | —           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○ | ○ |
| 山本郡          | 正院  | 正院           | 次郎三        | ○          | ○          | ○           | —           | —           | —           | —           | ○           | ○           | ○ | ○ |
| 玉名郡          | 小田  | 小田           | 茂助         | ○          | ○          | ○           | —           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○ | ○ |
| 菊池郡          | 河原  | 河原           | 長左衛門       | ○          | ○          | ○           | —           | —           | —           | —           | —           | —           | — | — |
| 合志郡          | 大津  | 大津           | 佐七         | ○          | ○          | ○           | —           | —           | —           | —           | —           | —           | — | — |
| 阿蘇郡          | 布田  | 布田           | 太助         | ○          | ○          | ○           | —           | —           | —           | —           | —           | —           | — | — |
| 上益城郡         | 鯨   | 鯨            | 市右衛門       | ○          | ○          | ○           | —           | —           | ○           | ○           | —           | ○           | ○ | — |
| 〃            | 矢部  | 矢部           | 忠兵衛        | ○          | ○          | ○           | —           | —           | —           | —           | —           | —           | — | — |
| 下益城郡         | 杉島  | 杉嶋           | 茂次右衛門      | ○          | ○          | ○           | —           | —           | —           | —           | —           | —           | — | — |
| 〃            | 河江  | 河江           | 宅右衛門       | ○          | ○          | ○           | —           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○ | ○ |
| 宇土郡          | 松山  | 松山           | 右七         | ○          | ○          | ○           | —           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○ | ○ |
| 八代郡          | 野津  | 野津           | 瀬兵衛        | ○          | ○          | ○           | ○           | —           | —           | —           | —           | —           | — | — |
| 〃            | 種山  | 種山           | 弥平次        | —          | —          | —           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○ | ○ |
| 宇土郡          | 郡浦  | 郡浦           | 又左衛門       | —          | —          | —           | ○           | —           | —           | —           | —           | —           | — | — |
| 八代郡          | 高田  | 高田           | 富右衛門       | —          | —          | —           | ○           | —           | —           | —           | —           | —           | — | — |
| 葦北郡          | 田浦  | 田浦           | 助兵衛        | —          | —          | —           | —           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○ | — |
| 〃            | 津奈木 | 津奈木          | 養衛門        | —          | —          | —           | —           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○           | — | ○ |
| 玉名郡          | 南関  | 南関           | 次郎左衛門      | —          | —          | —           | —           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○ | ○ |
| 山鹿郡          | 山鹿  | 山鹿           | 素兵衛        | —          | —          | —           | —           | ○           | ○           | ○           | ○           | —           | — | — |
| 菊池郡          | 深川  | 深川           | 次右衛門       | —          | —          | —           | —           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○ | ○ |
| 合志郡          | 竹迫  | 竹迫           | 宇左衛門       | —          | —          | —           | —           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○ | ○ |
| 阿蘇郡          | 内牧  | 内牧           | 半助         | —          | —          | —           | —           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○ | ○ |
| 〃            | 高森  | 高森           | 嘉三太        | —          | —          | —           | —           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○ | ○ |
| 上益城郡         | 木倉  | 木倉           | 平蔵         | —          | —          | —           | —           | —           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○ | ○ |
| 豊後領          | 久住  | 久住           | 文五郎        | —          | —          | —           | —           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○           | ○ | — |

永青文庫蔵「明和繁雑帳 会所旧記」による。○印=参加、一印=不参加。

は明和七年閏六月、藩側の付札による回答時期の「安永七年西七月」は安永六年七月の誤りと考えられる。この説明文によって「繁雑帳」が三冊の冊子体、「御惣庄屋中連印」の形態で提出されたこと、藩側の回答が安永六年七月までずれ込んでいることを知りうる。堀と同じ用人出身の益田弥一右衛門は安永初年、堀主導の改革政治を批判した上書を出し、「繁雑之儀」に対する回答の遅れを「下二而評判」していると批判している<sup>6)</sup>。藩当局は益田の上書を受けて「繁雑帳」の全条項にわたる回答の準備を始めたものと推測される。

ところで、藩側の回答に際して、「繁雑帳」（古閑家本）末尾に貼付された次の「口達」と題された付紙は注目される。

表4 惣庄屋寄合への不参加者一覧

| 郡・手永名 | 惣庄屋名          |
|-------|---------------|
| 上益城郡  | 沼山津 (光永) 七助   |
| 〃     | 甲佐 (新野尾) 清左衛門 |
| 下益城郡  | 廻江 (藤井) 常右衛門  |
| 〃     | 中山 (米村) 多太夫   |
| 〃     | 砥用 (篠原) 貞八    |
| 葦北郡   | 水保 (深水) 吉左衛門  |
| 〃     | 湯浦 (鳥居) 伊左衛門  |
| 〃     | 久木野 (伊藤) 吉次兵衛 |
| 〃     | 佐敷 (伊藤) 次三太   |
| 玉名郡   | 荒尾 (井上) 寿右衛門  |
| 〃     | 坂下 (河野) 角右衛門  |
| 〃     | 中富 (野田) 文右衛門  |
| 山鹿郡   | 中村 (西嶋) 助     |
| 阿蘇郡   | 坂梨 (小山) 勘助    |
| 〃     | 野尻 (野尻) 弥平郎   |
| 〃     | 菅尾 (山村) 市兵衛   |
| 〃     | 北里 (北里) 伝兵衛   |

『肥後読史総覧』による。

口達

下方繁雑之儀ニ付先年各被申談帳面致出来、受取置候、右帳面今度夫々付札出来相渡候間、付札之通被相心得、夫々不洩様可被申付候、猶又不審之儀茂有之候ハ、追々可被申達候、追而及達可申と付札用置候分相分次第可申達候、付札之内ニ内作有之面々高主之儀ニ付、土席以上へ此方より申達候紙面、松山手永分五通、郡浦手永分十六通此節相渡候間、在宅之村々庄屋へ被相渡、庄屋ハ夫々相達候様可被申付候、寺社方并御家人中、将又輕キ輩へハ、各々不洩様紙面を以可被申通候、此方より土席以上江申達候文案も相添置候間、此見合を以可被相達候、以上、

西七月

筑紫丹右衛門

郡浦又左衛門殿

松山 才作殿

これは、宇土郡代筑紫丹右衛門が、管内の二人の惣庄屋に対し、回答の付札が貼付された「繁雑帳」の返却に際して留意点を記し、「繁雑帳」末尾に貼付して惣庄屋側に返却したものとみられる。冒頭に「先年各被申談帳面」＝「繁雑帳」を「受取置候」とあるごとく、「繁雑帳」への直接の対応方に当たったのは郡代中とみてよい。そして、筑紫丹右衛門の「口達」付紙に見るごとく、回答の付札が貼付された「繁雑帳」は各郡の郡代ごとに用意され、管内の惣庄屋側に返却されたとみられる。

(1) 永青文庫蔵「年々覚頭書 明和五年ヨリ同八年迄」。

(2) 永青文庫蔵「封事達書」。『新熊本市史 近世史料編Ⅰ』四〇七頁。

(3) 松本寿三郎氏所蔵文書「諸御法度筋・御郡御記録抜書」宝暦一四年申五月初。なお、この宝暦一四年に毎月二日の「月次寄合」が決まっております。領内惣庄屋のなかでも「鮑田・詫摩御惣庄屋共」は、日常的

に寄合・継飛脚を通じて緊密な関係にあった。

(4) 「明和繁雑帳 会所旧記」、『藩法集 7 熊本藩』四六二頁。

(5) 「明和繁雑帳 会所旧記」、『藩法集 7 熊本藩』五〇五頁。

(6) 『新熊本市史 近世史料編Ⅰ』四〇七頁。

(7) 筑紫丹右衛門はこの時期三度にわたって宇土郡代となり(西山楨一編『熊本藩役職者集成』二六六頁)、二期目丹右衛門と同一人物の想定もされる筑紫一郎右衛門は「繁雑帳」のうち一〇か条について両惣庄屋に宇土郡の状況について尋問し、惣庄屋は明和九年五月二三日付で回答の「覚書」を上申している。この「覚書」は写本の過程で「繁雑帳」に混在するに至っている。この付紙は、「井田衍義」本では第二五条と第二六条の間に記載されている(『藩法集 7 熊本藩』四六二・三頁)。

## 二 「新法」と「諸願筋」についての異議申し立て

惣庄屋は、「繁雑帳」において改革政治と農村社会のあり方の根幹に関わる異議申し立てを行っている。明和・安永期は宝暦改革の基本政策が継続されるが、同時に、藩庁郡方の記録「覚帳」に「明高」(耕作放棄された田畑)に関わる事案が急増し、「零落所」の存在も問題化する。惣庄屋は、この農村の基本問題に対して直接的には二つの提案をしている。すなわち、改革政治の継続そのものに対する異議申し立て、そして郡方への願筋上申ルート確立に向けた要求である。まず惣庄屋は、次に示す第一三〇条において、改革政治に対する異議申し立てに通じる「新法」停止を求める。

一 諸御郡御百姓共江御達筋之儀、此以後者御慈悲之上、何卒御新法之儀、暫ク被仰付不被下候様有御座度奉存候、

惣庄屋は、明確に「御達筋」発令の停止＝「新法」停止を求めている

る。惣庄屋の言う「新法」とは、時期的には改革政治が矢継ぎ早に打ち出す「御達筋」であり、また堀平太左衛門を批判した益田弥一右衛門の上書の表現によれば、「上之御為ニ不相成、下々迷惑」なる文字通りの「新法」ということになる。藩当局に対し「新法」停止を求めたことは、改革政治の継続に対する「下方」の強烈な異議申し立てに通じる。

そして惣庄屋は、藩当局に対し当時の農村社会の根本問題への行政対応を求める。注目したのは「諸願筋」の上申手続きと「零落所」救済問題に関する第八八条と九〇条である。まず願筋上申手続き確立に關する第八八条を示す（以下、藩側回答の付札省略）。

一下方諸願筋之事、

此儀、筋々願出申答御座候処、手寄を以御侍衆又者御役人衆江内々申出、願筋大概相済候程ニ仕付、其上ニ而私共方へ相違候儀有之、手寄を求候儀專ニ相心得、自然と御百姓之持前取失ひ類引ニも相成申候、依之以來筋違ニ相願候儀等、決而取持無之様有之度奉存候、下方者一切筋々相願候様、若筋違内々頼廻り候ハ、急度可被仰付旨、一統被為及御達被下度奉願候、

惣庄屋が強調しているのは、下方願筋の不正常な上申手順の排除、「筋々願筋」に正常な願筋上申手続きの確立である。惣庄屋のいう「筋々願筋」とは、惣庄屋のもとで村方の願筋を取りまとめ、郡代を通じて藩庁郡方（郡間）に上申する方式である。惣庄屋によると、当時、村方・百姓が給主や役人など「手寄」によって願筋の段取りをつけ、大方見通しが立ったところで惣庄屋に知らせ、文書作成を求めるような行動をとっていた。惣庄屋は、こうした下方願筋の「取持」を排除し、蔵入地・知行地の別なく手永制に立脚し、会所において上申文書を作成し、郡代を介して上申文書が郡方に提出される、文字通り

の「筋々願筋」上申手続きの確立を求める。

下方「諸願筋」は、多くは郡方の行政記録「覚帳」に反映される。「覚帳」の記載形態をみると、宝暦改革期に大きく変化し、明和期が画期をなしている。それまで願筋などの上申事案を記録する場合、その処理結果の概要を記録していた「覚帳」が、改革期に入ると願筋の上申文書と文書処理の過程を一括して記録し始め、明和期に入ると、「覚帳」はこうした上申事案で構成されるようになる。惣庄屋の願筋上申に關する異議申し立ては、「覚帳」の形態変化と符節するものと評価できる。

そして下方願筋の中心となっていく零落所問題について、惣庄屋は第九〇条で次のような要求をする。

一分而零落村々之事、

此儀、諸手永共ニ村ニ田畑之地味替候様、御免不鈞合ニ有之、ねんくゝと及零落、高地請持兼候ニ而者高役も差支、根付草凌も手永之難題ニ相成、私共儀も種々取計候得共、及了簡不申、諸作出来方不宜候ニ而者御損毛相立、奉恐入も候様之所柄者、追々可然様ニ御仕法被仰付被下度奉存候、

前条（第八九条）も零落所に關する条項であるが、惣庄屋は、その冒頭で「諸御郡村々零落所者、何角ニ而必多度上之御難題ニ茂罷成り、於私共も奉恐入候」と、今後、零落所問題が「上之御難題」となり、「手永之難題」になるとの認識を示しつつ、手永では「了簡」に及びかねるとして「上」の取り組み、具体的には零落所生成の根底にある「御免不鈞合」是正に向けた「御仕法」を求める。

「御免不鈞合」「土貢不鈞合」とは、明和期以降、惣庄屋が零落所に關する願筋で使用する常套文句である。農業生産力の実状と「御免」（土貢）とが相応していない、という意味であり、惣庄屋が藩側に「御仕法」として求めたのは、「御足米」「願米」と称する手永への経



濟付与である。手永に村方救済の財源があれば、豊作時でも「五ヶ村、三ヶ村損引不仰付候而難成村」（第八九条）を生むような、手永内に常態化している零落所問題に対処できると惣庄屋側は主張する。注目したいのは藩当局の姿勢である。改革政治を統括する堀平太左衛門は、「繁雑帳」提出から約半年後、こうした惣庄屋の主張とは対抗する立場を次のように強調する。

覚

一御郡之内、所ニ々候而ハ秋ニ至色々申立之願有之、右願筋相札候内彼是之隙取候得者、御免極も及遅滞候ニ付、吟味熟不申内御米被下候も有之、右之通ニ而者第一御郡中不同之沙汰ニ成行候儀如何ニ候、零落付而者願米ハ先年も申達候通、容易ニ取上候而者一統上ニもたれ候様成行、却而勤農ニ可相障候、其上御手ニも難被及儀候間、其旨可被相心得候、乍然至而様子も有之、其分ニ而難被閣所も候ハ、春之内可被相達候事、

但、窮飢之者御救ハ格別之事、

一土免・損方共毛上ニ応し、下方も得心之上御免相極候処、間ニハ無理ニ通り方ニ被申付候由ニ而、追而者御年貢不足之儀専ニ申立有之、右之通ニ而者何とか過酷之御免極之様相聞、殊ニ通り方受除大半荷揚候跡之儀ニ而、何を以証拠ニ可及詮儀様茂無之候間、右之通はつと致たる願無之様可被相心得候、尤受除候以後たり共不慮之天災等有之候得ハ、御役人見分之上明白ニ被仰付事ニ候条、容易ニ沙汰有之間敷事、

右之通御郡代中江可被申達候、若右ニ付而被相伺筋も候ハ、拙者出立迄之内被相達候様との事も可被申達候、以上

二月

右之通可申達旨ニ而、平太左衛門殿書附被有御渡候を写相渡候条、紙面之通御心附、御仲間中へも早々可有御通達候、以上、

明和八年二月十五日

御郡間<sup>③</sup>

これは、郡間（郡方の専門部局）が「平太左衛門殿書附」に基づいて、下方願筋・零落村救済などの条項などを含めて年貢取立て方針を関係役人に通知したものである。堀は、一部の現場で「繁雑帳」の指摘するような「過酷之免極」が行われているとの認識を示しつつ、年貢量確保の観点から秋の収穫期の「願米」＝「御足米」を求める願筋には容易に応じないとの立場を強調する。願筋があれば村側と間で土免を設定する春に聞く、秋には土免通りの年貢収納を行うという原則的立場をとる。結局、堀のごとく「免極」（徳懸）と「願米」を対抗的にとらえる発想は「明高」「零落所」問題の現実の前に破綻し、明和・安永期以降、村の成立ち・年貢請負を広域的に保障していく手立として、手永に一定の経済力・年貢請負機能を持たせるような方向に向う。

以上のように、惣庄屋は、「繁雑帳」を通じて改革政治の継続に対する「下方」の忌避感を伝え、当面の「新法」停止を求めるとともに、「下方」願筋の増加を受けて、藩当局に対し願筋上申ルートの正常化と、「下方」願筋の背景にある零落所問題に対する効果的な対処を求める。藩庁郡方の行政記録「覚帳」を見ると、「覚帳」の内容は宝暦改革期を通じて変化し、「下方」願筋を反映した構成をとるが、明和・安永期には願筋の上申文書を受けた部局稟議制の行政記録としての性格を明確化する。

(1) 永青文庫蔵。

(2) 拙稿「近世地方行政における藩庁部局の稟議制と農村社会」（国文学研究資料館アーカイブス研究系編『藩政アーカイブスの研究』岩田書院、二〇〇八年）。

(3) 「井田衍義 宝暦々天明迄法中法令」、『藩法集 7 熊本藩』二九八頁。

三年貢・諸役についての異議申し立て

年貢・諸役は、いうまでもなく百姓負担の基本であるが、惣庄屋は広範な条項にわたって現状についての異議申し立てを行い、その抑制方針を提起し、民政・地方行政に関する政策提言を行っている。年貢・諸諸役についての異議申し立て、異議の解決に向けた政策提案の特質と意義について検討する。

惣庄屋の異議申し立ては大きく四つに分かれる。すなわち、①公的施設・役人役宅維持負担の削減・撤廃、②百姓夫役・諸使役の抑制、③宿駅人馬継立の抑制、④年貢収取方式の是正、の四点である。まさに「繁雑帳」は形を変えた村方要求の場、異議申し立ての場となっている。

まず、村方による維持負担の削減・撤廃対象となった公的施設・役人役宅は表5に示した通りである。このうち高札場（第一条）、川口濬木（第二条）について藩側は施設の公共性を理由に村方に相応の負担を求めているが、両条以外は「下方」の提案を認める方向で対処している。川口濬木に関する第二条を示す。

一所々川口水尾木之事、

此儀、川口有之御郡限請持、水尾木剪出・建方共ニ御郡夫を以仕申候、長四間より六間迄、末口六寸之生木ニ而御座候ニ付、山出方建方迄ニ木壹本ニ夫方六拾人程召仕申候、所々之川口ニ而者木数多、大勢之夫数ニ而御百姓共迷惑仕候、水尾木ハ専、旅船之目印ニ建方被仰付置候、右之船着岸之御町へ者利益を得申事ニ御座候得共、御郡二者益ニ成申儀無御座候ニ付、水尾木建方一巻ハ御郡と御町催合建方被仰付被下度奉存候、

濬木とは、河川の河口などに水路が分かるように立ててある丸太の

表5 公的施設・役人役宅関係条項の構成

| 条数       | 事書                           |
|----------|------------------------------|
| 1条       | 御高札場之事                       |
| 2条       | 所々川口水尾木之事                    |
| 3条       | 筒口御屋敷廻并御門前道造之事               |
| 4条       | 御郡所々浦々口々御番所并御番人宅共ニ           |
|          | 御郡所々御茶屋并御番人宅共ニ               |
|          | 御郡所々御客屋                      |
|          | 御郡所々御蔵并御会所、御蔵支配御勝手方附御横目差子宅共ニ |
| 御郡所々在町廻宅 |                              |
| 5条       | 御郡医師居宅                       |
| 6条       | 熊本方被指出置候御山支配役宅               |
| 7条       | 佐舖御番代御用宅内外井戸覆并つるへ之事          |
| 8条       | 高瀬御町奉行衆御用宅建直御繕并垣廻之事          |
| 9条       | 八代高田御焼物師・宮地村御紙漉職屋之事          |

永青文庫蔵「明和繁雑帳 会所旧記」による。

惑」と主張している点に注目を要する。従って高札場・濬木に較べて公共性の低い公的施設については藩側の対処を引き出している。公的施設は「御出方」に公的経費で維持するか、「利益を得」ている受益者負担で行ってどうか、という主張が全体として看取しうる。

それにしても、「御百姓共迷惑」という文言には強い否定力を感じる。しかも、この文言は「繁雑帳」の過半の条項に使用されている。

棒である。本条にみるように、濬木は川口を抱える郡部が「郡夫」を以って材木の切出し・建て方を行っているが、惣庄屋は「大勢の夫数にて御百姓共迷惑」として、「利益を得」て

いる船着の町と郡中に於ける「催合建方」を提案する。これに対して藩庁郡方は、濬木が「道橋同前」の高い公共性・公益性があると見て従来通りの郡中負担を命じるが、こうした公共的施設に対して「御郡二者益ニ成申儀無御座候」と郡中負担の公益性に異議を申し立て、「御百姓共迷

「繁雑帳」という絶好の異議申し立ての場が与えられ、「下方」＝「御百姓共」は積年の本音をぶつけたという印象である。

次に百姓の夫役、種々の百姓使役については、惣庄屋によって各手永の百姓使役の実状が持ち寄せられ、その制限・撤廃、有償化に向けて提案を行っている。まず、百姓夫役については、第二一条において、その存在そのものの批判ととられかねない異議申し立てを行っている。

一 御百姓共被仕様之事、

此儀、何とぞ貞享年中御郡間御記録之通被仰付被下度奉存候、夫仕多御座候而者、御百姓共農業之時を失ひ、気毒ニ奉存候、

惣庄屋は、「農業之時」を奪っている百姓夫役・諸使役の現状を百姓「気毒」と批判し、貞享段階の基準に戻すよう百姓夫役の抑制を図っている。一七世紀中後期の農政整備段階、寛文・延宝・貞享と体系的な農村法令が出されているが、惣庄屋は、最後の体系的法令となる「貞享年中御郡間御記録」を根拠に夫役・使役の抑制を図っている。

「貞享年中御郡間御記録」とは、郡方担当の奉行が貞享元年六月二一日付で郡方に示した六七か条からなる農村法令であり、百姓夫役については、

一 御百姓被召仕様之事、公義之御用并御上下之時・御国廻之時分・

又用水道橋等之前、田請ニ被召仕候ハ、各別、其外ハ御定之賃

銀被下被召仕候事、

一 四月・五月・六月并作毛取揚申砌、麦作之時分者百姓召仕不申

様ニ前々々被仰出候、召仕不申候而不叶時者御郡奉行承届可被

召仕候、

と規定されているように、百姓夫役の徴用対象・時期は限定され、有償が原則であった。惣庄屋は、こうした規定が空文化し、夫役が増大している現状を百姓「気毒」と批判する。徴用・使役される百姓が「気毒」とは、とても近世前期には使えない文言である。異議申し立

てというより、政道批判に近い。惣庄屋を介した「下方」感情の表明といえる。百姓「気毒」という状況にはまた、「繁雑帳」において列記されている様々な百姓使役の現実が加わっている。

表6は、「繁雑帳」の第二三条～三四条において列挙されている百姓使役の事例であり、惣庄屋は個々の事例に即して郡中百姓に課せられた使役の削減を求める。特に削減のやり玉にあがっているのが、役人衆による公用を名目にした百姓使役である。第二四条などは近年人数が増している二七種の「仕夫」の事例を列挙し「御百姓共迷惑仕候」として対応を求め、第二五条では、次に示すように、「御見合」として「近年増方ニ出在之御役人衆」を名指しで例示する。

一 在々所々江被差出候御役人衆往來人馬之事、

此儀、御郡割合ニ而宿々江詰人馬仕候所も有之、又者手永限ニ而請持、御役人勝手之会所々江御差紙を付、人馬被請取候ニ付、手永ニより殊之外人馬之立方優劣有之迷惑仕候、惣躰近年出在之御役人衆増方ニ相成、水夫高役引方御改正已來、手永ニより上之役者村々別而公役高ニ罷成、甚迷惑仕候、為御見合近年増方ニ出在之御役人衆、左ニ書列差上申候、

一 馬式疋宛

櫛方御役人衆

一 夫六人馬二疋

田添源次郎

一 同五人馬二疋

緒方九郎左衛門

一 同一人馬壹疋

岩崎次左衛門

(後略)

名指しされている役人のうち、櫛方は殖産・金融の担当役所として宝暦改革の過程で設置され、以後重要度を増す役所である。田添源次郎は郡吟味役。堀平太左衛門のブレーションというべき、改革農政を推進した地方巧者である。緒方九郎左衛門も同役。こうした実務役人の出在時の人馬徴用をチェックし、「繁雑帳」という機会を得て人馬徴用

表6 百姓使役関係条項の構成

| 条数  | 事書   |
|-----|--|
| 13条 | 上・地御内檢衆付走番之事   |
| 14条 | 御免方ニ差出候手付役人共之事   |
| 15条 | 御餌差衆之事   |
| 16条 | 水前寺苔見拟之事   |
| 17条 | 久住御茶屋御門番之事   |
| 18条 | 宇土・芦北御牧山犬打之事   |
| 19条 | 御家老衆 <small>ヲ</small> 薩州御家老衆江御取遣之御文箱、芦北御郡筒 <small>ヲ</small> 持繼候事 |
| 20条 | 佐舖詰御侍衆明屋敷番之事   |
| 21条 | 御百姓共被仕様之事  |
| 22条 | 川尻水夫柄割賦之事  |
| 23条 | 所々御口屋浦御番御侍衆并御扶持人・御蔵方御役人、其外一切引越人馬之事                               |
| 24条 | 御役人衆仕夫之事 但、熊本者除ク   |
|     | 御山方御横目仕夫   |
|     | 高橋御材木方江被差出候御役人仕夫   |
|     | 川尻川口御米船改御勝手方御横目仕夫  |
|     | 御塩硝蔵御繕之節被差出候御役人仕夫  |
|     | 御蔵増支配役仕夫   |
|     | 御物書仕夫  |
|     | 増物書仕夫  |
|     | 増御横目仕夫   |
|     | 御蔵御番人仕夫  |
|     | 御米山番人仕夫  |
|     | 御蔵加番人仕夫  |
|     | 御蔵斤量取仕夫  |
|     | 御蔵御繕之節被差出候御作事所御役人并諸職人仕夫  |
|     | 川尻御作事所御役人仕夫  |
|     | 同所御横目仕夫  |
|     | 同所御物書仕夫  |
|     | 同所人仕之足輕仕夫  |
|     | 同所御門番人仕夫   |
|     | 同所御船畳替之節御作事所御横目、并同所御役人御畳差張付方仕夫                                   |
|     | 御茶屋御繕之節御作事所御役人并諸職人仕夫   |
|     | 薩摩守様御本宿御繕之節右同断   |
|     | 御客屋御作事之節右同断  |
|     | 高橋御炭蔵御繕之節右同断   |
|     | 同所御町奉行衆御用宅御繕之節右同断  |
|     | 小嶋・高橋・川尻川口御番所御繕之節右同断   |
|     | 御出獵向々所々御休所御繕之節右同断  |
| 25条 | 在々所々江被差出候御役人衆往來人馬之事  |
| 26条 | 芦北御郡中所々塩塘御用石船御抱夫之事   |
| 27条 | 諸木仕立方ニ付合志郡竹迫手永平嶋村御山内ニ水足五郎兵衛殿手付御役人衆詰小屋被立置候事                       |
| 28条 | 阿蘇谷坊中衆徒・行者御祈禱所掃除夫之事  |
| 33条 | 繼飛脚之事  |
| 34条 | 諸繼狀之事  |
| 35条 | 本駄所之外半宿ニ而人馬繼方之事  |
| 37条 | 相對雇人馬之事  |
| 38条 | 八代御焼物・御料紙熊本江持出候節之事   |
| 40条 | 南郷栃木御入湯之御侍衆・御寺方御帰之節主人馬之事   |

永青文庫蔵「明和繁雜帳 会所旧記」による。

を増方した役人の実名公表に踏み切っている。さらに実務役人の出張の多い飽田・詫摩両郡の物庄屋は、「繁雑帳」に対する藩当局の回答が出される安永六年に、公表した役人衆のその後の人馬削減取り組み状態を明和七年段階と対照にして付紙で示し、郡代に通知して「繁雑帳」に貼付している。

右者明和七年寅ノ六月差上申候繁雑帳之内、本行之面々人馬立方御郡間御差紙前致相違候由、尤近年分ヶ而被為及御達、人馬減方二成候茂有之様子二候、当時本行之人馬相違候哉、可申上旨奉得其意候、当時人馬之立方左二書上ヶ申候、

一 夫五人  
馬式正 但、馬式正之節も間々御座候 櫛方御役人衆

「馬式正」

一 夫五人 但、夫六人馬式正之節も御座候、 田添源次郎

(中略)  
安永六年四月

飽田・詫摩

御惣庄屋共

沢田又大夫殿

益田慶次殿

櫛方役人衆の個所に貼付された「馬式正」の付紙は、「繁雑帳」提出当時と比較して減少した人馬数を示したものである。惣庄屋は実名公表による削減効果を示しつつ、「馬式正之節茂間々御座候」と引き続き役人側の削減努力を求める。藩側もしばしば「御達」を出し、注意を喚起している時期での実名・実状公表、「下方」による強硬な異議申し立てといえる。

「繁雑帳」第三五条・第三七条の宿駅人馬継ぎ立てに関する条項は、以上の百姓使役とも関係し、また藩側の明確な対応を引き出した点で

も注目すべき条項である。熊本藩領にも宿駅制度があり、宿町（本駅）は人馬継ぎ立ての役目を負っているが、常備の人馬は存在せず、公用の求めがある場合、農耕馬を充てるのが実状である。第三五条は家中以外の私的な継ぎ立て禁止と相対賃銭の充実を求めたものである。

一本駅所之外半宿二而人馬継方之事、

此儀、他国人往來之雇人馬之儀者稀々ニ御座候、雇方御座候節、御格之賃銀を以人馬差出申候、尤右人馬継所平日人馬相詰居申候所ニ而無御座候、其時々村々々呼出申儀ニ御座候、然処ニ、近年在宅人衆、其外御家中家來支配等之面々之内ニハ、右之所ニ而御定之賃銀を以人馬雇方御座候、左候得者、詰人馬者無御座、農業等ニ罷出居申候者共を呼集差出申候、右之通之儀間々ニ有之、下方極々迷惑仕候、依之御役人衆御用人馬并他国人之雇人馬者只今迄之通差立申候而茂、在宅人衆并御家中支配家來之面々、雇人馬差出申様被仰付可被下候、尤無拋誤有之節者相對雇、賃銀員数も相對ニ被申談候様ニ被仰付被下度奉存候、

そこでは、まず領内駅所の実状を述べ、「下方極々迷惑」として百姓・農耕馬の徴用による人馬継ぎ立て自体に問題があるとして、主な利用者である「在宅人衆、其外御家中家來等之面々」の人馬利用の原則禁止を打ち出している。藩側も「下方」の主張を受け、安永三年一〇月に詳細な対処策をとっている<sup>3)</sup>。

年貢取取については、表7に示した第一三一条から第一五一条までが直接に該当する。当時の年貢取取システムは複雑であるが、その基本は、田地の早稲・中稲・晩稲、畑地の麦(大麦・小麦)・大唐米・大豆・小豆・胡麻などの全てを年貢賦課対象とし、全体で所定の年貢額確保を目指すことにある。宝暦改革において毎年一二、三万石の米を大坂に廻す大坂直結型の財政運用が確定されており、年貢量の安定

表7 年貢関係条項の構成

| 条数   | 事書                           |
|------|------------------------------|
| 131条 | 大小豆青葉御改之事                    |
| 132条 | 荒地御改小前帳之事                    |
| 133条 | 諸御郡早田御徳掛之事                   |
| 134条 | 大唐御徳懸之事                      |
| 135条 | 田方御徳懸之節御例之事                  |
| 136条 | 田方不作村々御足米被為拝領、御土免通被仰付被下度奉願候事 |
| 137条 | 御損引高分帳之事                     |
| 138条 | 御損引分色附帳之事                    |
| 139条 | 抜下見帳之事                       |
| 140条 | 田畑下見帳之事                      |
| 141条 | 御土免通田畑畝掛小前帳之事                |
| 142条 | 御郡横目衆略反別之事                   |
| 143条 | 御土免差紙之事<br>御免差紙之事            |
| 144条 | 御土免一紙目録之事<br>御免一紙目録之事        |
| 145条 | 御土免帳之事<br>御免帳之事              |
| 146条 | 御小物成并諸運上帳、諸畝物開等之御徳米帳之事       |
| 147条 | 諸開運上米銀帳<br>諸畝物御徳米根帳          |
| 148条 | 御年貢皆済目録之事                    |
| 149条 | 村々皆済目録之事                     |

永青文庫蔵「明和繁雑帳 会所旧記」による。

確保が強く志向された。そこで藩側は麦・雑穀を中心に百姓作食として残しつつ、早稲から作毛順に「徳懸」と称する領主側取り分を設定し、年貢量確保を目指した。とりわけ田方では最初の作毛となり、年貢確保を急ぐ領主心理が働く早田が、畑方では作付畝数の大きい大豆・小豆が厳しい徳懸対象となる。まず年貢関係の最初に配された大豆・小豆徳懸に関する第一三一条を示す。

一 大小豆青葉御改之事、

此儀、近年御引合被仰付候、畑畝少キ村々ハさして手入茂無之候得共、畑勝之村々并山在打散候所々者、下しらへ隙取、帳面茂上・地御内檢衆江二冊調出、殊之外手入多御座候、其上御役人衆往来人馬仕夫等之費、且又引合之節者取紛、下方間敷隙を費候儀迷惑仕候間、被為叶御儀二御座候者、御止方ニ被仰付被下候様有御座度奉存候、

但、引合被為差止候儀御座候ハ、御内檢衆へ小前帳一冊、上見衆へ者一紙帳迄取被申候様、被仰付被下度奉存候、本条は大豆・小豆の徳懸の前提となる「青葉」改めの実状に関するものである。惣庄屋によると、現行の作毛査定は、上見・上内檢・地内檢三段階の役人衆がそれぞれ出在し、上内檢帳・地内檢帳の「引合」によって行っているが、惣庄屋は、こうした内檢方式を「下方間敷」と批判し、上内檢の「止方」を提案する。年貢関係実務の「繁雑」さは藩側も痛感するところであるが、郡方は「是より奥之稜々御免方一件、追々御仕法相立居候事」と、一括して回答を保留する。

次に年貢関係の中心的な条項となる第一三五条と第一三六条のうち、まず一三五条を示す。

一 田方御徳懸之節、御例之事、

此儀、先年御法を被為改被下、難有御儀奉存候、然処二御内檢衆少二而茂見落之坪撰被申かの様二相見、其坪二而御例

被相極、生粉を計立被相渡、干減等之差引茂無御座、理費ニ而者御座候得共、粗ニより候而者米之合摺少ク、上納之節ニ至及不足、殊之外<sup>ハ</sup>粉塘之内<sup>ニ</sup>実入之多少相知可申事ニ而者無御座候得共、万端仕法辛キ様相見、下方怨苦ニ奉存候間、乍恐御憐愍之筋を以、苛察之儀無御座様ニ被仰付置被下候様、潜ニ奉願候、

本条においても惣庄屋は、先の大豆・小豆の青葉改めと同様に、徳懸の査定材料とする「御例」＝坪刈について、内検衆が「見落之坪」を摘発するかのような形で坪刈箇所を選定し、これで全ての粗量を見計るようなやり方が横行している現状を「苛察」と批判し、近年の内検が「万端仕法辛キ様相見、下方怨苦ニ奉存候」とまで言い切る。惣庄屋が「下方」感情を代弁するかのようには、「下方怨苦」「苛察」とまで言い切っている点に注目しておきたい。財政改革の主眼として年貢量の安定確保を陣頭指揮する堀平太左衛門にとって、「下方怨苦」「苛察」という徳懸批判は「不敬」の極みと言つてよい。

次に早田の徳懸に関する第一三三条において惣庄屋も、早田に臨む領主側の意識を「御免方之秘事」と表現しつつ、過分な徳懸では百姓側の早田作付意欲の減退を招くとして、「毛上相応」の徳懸を求める。そうすれば早田も増え、年貢収納も早まり、跡作（裏作）も早く取りかかれるとする。そして第一三六条は、年貢収取をめぐる藩側と「下方」との相反的な関係に及ぶ。

一田方不作之村々御足米被為拝領、御土免通被仰付被下度奉願候事、

此儀、豊年之年柄ニ而も、手永ニより御免と地味と不都合ニ御座候而、五ヶ村三ヶ村御損引不仰付候而難成村御座候、一統不作ニ而惣損引之年柄者、余計之足米拝領願仕上候儀も恐多奉存候、一手永ニ而纒之村数御損引被仰付不被下候間、難

叶分者私共委舖相しらへ、御足米奉願候上被為拝領被下候得者、苛収納・跡作仕付早ク相済、御年貢も寒氣薄内相納、御役人衆往來之人馬も費不申、一稔御百姓御救ニ相成申儀ニ御座候、此間者右躰之村々者私共奉願、御参談之上、右之通被仰付候儀も御座候得共、近年者御足米願容易ニ不被為叶、御損引被仰付儀ニ御座候、取分ヶ山奥在之儀者霜深ニ御座候ニ付、九月中十月上旬比迄ニ麦作仕付不申候而者用立不申、御損引ニ掛リ居候而者、年ニ跡作准後レニ相成、不作夏ニなり作喰之敷、御難題ニ相成候儀も御座候、被為叶御儀共ニ御座候ハ、一統ニ右之通被仰付被下度奉願候、

本条は、事書部分によれば、田方不作の際の「御足米」拝領による「御土免通」を願つたものである。「御足米」拝領を前提に「御土免」通りの年貢納入に応じる姿勢を示したものと読める。

土免とは、藩側が村方との間で設定した年貢納入可能額である。土免通りの年貢取取＝「土免通」は、藩制初期以来、一貫して志向されてきた年貢取立ての基本方針であり、不作などで土免通ができない場合、損引が適用されてきた。改革政治が志向したのは、「御土免通」と「御損引」の合理的な適用である。しかし、「近年は御足米願容易ニ不被為叶、御損引被仰付儀ニ御座候」とあるごとく、惣庄屋側が求めたのは、「不作之村々」に対する損引という免率の引き下げではなく、「御足米」という手永に対する現米の支給であった。

手永に対する「御足米」給付という主張は重要である。前述したように、改革政治を主導する堀平太左衛門は、「寄せ村」（村合併・庄屋削減）によって「村」の年貢請負機能強化を図るが、明和・安永期に顕在化する明高・零落所問題は村成立ちのための損引を拡大させ、年貢量の減退を招く。

惣庄屋は、豊作の年でも「五ヶ村三ヶ村御損引不仰付候て難成村御

座候」という手永に常態化している「零落所」問題には、損引という個別村の対応の「御免」の操作ではなく、「御足米」という形で手永に一定の運用財源を持たせ、手永に村成立ち・零落所救済を任せるように提案する。つまり、手永が個別の村に代わって年貢請負の役割を果たし、「御足米」という財源を運用して年貢村請を広域的に保障し、零落所救済を行なえるような手立ての構築を主張している。惣庄屋の間には、年貢の手永請負制（請免制）、これと連動した地域運営財源としての「手永官銭」の発想の原型が生まれつつあった。

(1) 『藩法集 7熊本藩』一八二〜一八九頁、八八頁〜一〇三頁、四〇四頁〜四一三頁。拙稿「近世農村・農民の形成と支配」(『新熊本市史 通史編近世I』第二章)。

(2) 「井田衍義 御惣庄屋十ヶ条縣令條目」、『藩法集 7熊本藩』四〇七頁。

(3) 「繁雑帳」(古閑家本)は全文を収載。

#### 四 領主的業務の地方移譲

藩権力の地方統治を構成している領主的業務の一定部分は、宝暦―明和・安永期に、百姓内部に生成される武士身分待遇の「在御家人」の増加とあいまって地方社会に移譲されていく。「繁雑帳」にみる領主的業務の地方移譲、地方社会による行政権限の取り込みについて検証する。

領主的業務の縮減・地方移譲は、まず水利土木普請、山野・山林管理といった勸農的分野、在方の治安警察的分野において進む。「繁雑帳」において、第一〇条から一二条の三か条がこれに相当する。特に注目されるのは、農業生産に密接した山野・山林と河川に関わる第一

〇条の御山支配役、第一二条の塘方助役の設置に関わる条項である。まず御山支配役に関する第一〇条を示す。

一 御山支配役之事、

此儀、熊本が被指置候間々々之儀者御役宅立渡置、年々繕彼は一切御郡が請持、人数多所者別而下方迷惑仕候二付、無支所々者在御家人之内が御山支配役被仰付被下度奉存候、左候得者自分居宅二而相済申儀二御座候、

本条は、「御山」の維持・管理に当たる御山支配役の現地役宅に関わる内容を主とするが、藩側から役人が派遣されると役宅の繕い普請は郡中の負担となり、御山支配役に従う小頭以下の役人衆が多くなれば、それだけ「下方迷惑」になっているとして、自宅から役務に出向く在御家人を御山支配役に登用するよう提案したものである。この御山支配役の役宅については、「繁雑帳」第六条でも次のように提起されている。

一 熊本が被指置候御山支配役宅

但、式間二七間と承伝候得共、右同断、

此儀、間数其外共被仰付候御格茂可有御座と奉存候得共、私共手前二相分不申候、所二が外向立具等迄御郡が仕、家内之立具畳等銘々より被仕候茂、畳立具一切御郡が仕候茂有之、同様二無御座候間、諸御郡共二外向之立具者御郡が仕、家内共立具畳等ハ自動被仕候様、被仰付被下度奉存候、

郡中による役宅の繕い普請について、外向きの建具類に限定するよう求めるに、両条にみるように、惣庄屋は在御家人の御山支配役への任用を積極的に求めているわけではない。在御家人であれば役宅が不要となるという理由が前面に出ているが、藩領における「御山」の位置、「御山」の維持・管理形態の実状を考えると在御家人の御山支配役への任用は重要な意味を持つことになる。すなわち、宝暦改革



の一環として、奉行の呼称が廃され、御山奉行も御山支配役と改称されるが、宝暦改革期前後から在御家人から御山支配役への任用の動きも進む。そして一九世紀には在御家人を御山支配役に充てる方式が一般化し、御山支配役は惣庄屋、郡代・惣庄屋の腹心たる郡代手附横目とともに手永三役と称されることになる。

御山支配役の手永三役化は、「御山」の監督役人を手永の側に取り込んだ点でも注目される。では、御山支配役の「御山」とは何か。藩管轄・藩有の山野・山林という単純な意味ではない。表8は「御山」の維持管理・用益に関する「繁雑帳」の条項構成を示したものである。たとえば第五九・六〇条は、百姓側が自身の繕い作事に用いる材木の入手方法を規定しているが、百姓は自分の屋敷地・田畑の立木であっても自由にならず、所定の申請をすることで拝領を許されている。百姓屋敷地の立木が有用な楠・桐であれば「末葉」以外の拝領は認められていない。つまり、領内の山野・山林全体が強い領主的所有下であり、一部家臣に許された山野・山林以外、いわば領内の山野・山林の全てが「御山」であった。

ところが「御山」の手入れは実質的に村方によってなされている。山の間伐（第四七条）、松の枝卸し（第四八条）、楮の仕立て・剪方・蒸し方・剥方（第四九条）、樹木の柚取り（第五〇条）などである。これらの業務の現場指揮に立つのも御山支配役である。たとえば間伐に関する第四七条を示す。

一御山間引剪之事、

此儀、近御郡御山々御間引剪度々被仰付、剪賃・持出之賃被渡下候得共、何角夫仕繁雑ニ相成、所ニより候而者御山支配役小頭飯米・雑仕代等多、村方迷惑ニ奉存候間、何とそ夫仕減し候様被仰付被下、右飯米・雑事代末葉代之内を以、其節々被渡下度奉存候、

表8 御山維持・管理関係条項の構成

| 条数  | 事書                                  |
|-----|-------------------------------------|
| 47条 | 御山間引剪之事                             |
| 48条 | 御山間松枝卸之事                            |
| 49条 | 御仕立楮之事                              |
| 50条 | 柚方御用之元木見分之事                         |
| 51条 | 柚方御用柚取之節小頭差出候事                      |
| 52条 | 柚方御用御材木請負ニ而出方之節之事                   |
| 53条 | 柚方御用御材木請負ニ而遠方ノ御材木川下之節、川筋手永々々限小頭差出候事 |
| 54条 | 柚方御用御材木請負ニ而御材木出方受負之者宿之事             |
| 55条 | 柚方御用御材木請負ニ而御材木出方之節、道筋之石之上車引通候事      |
| 56条 | 御百姓共屋敷高内、又者外畑高地之内立木拝領願并社木墓木之事       |
| 57条 | 楠木御用取之事                             |
| 58条 | 桐木御用取之事                             |
| 59条 | 南郷四手永剪買材木并拝領材木之事                    |
| 60条 | 阿蘇谷両手永拝領材木之事                        |

永青文庫蔵「明和繁雑帳 会所旧記」による。

「御山」の間伐は御山支配役の監督のもとで行われた。間伐に際して百姓に「剪賃・持出之賃」は支払われたが、「繁雑」な夫役、御山支配役・小頭らの「飯米・雑仕代」は村方負担となり、惣庄屋は、「夫役減し」と末葉代による飯米・雑仕代の充当を求め、藩側も対処方を約束している。御山支配役に在御家人が任用されれば、山林の間伐は手永・村方のペースで進み、末葉代も手永の収益に結びつくことになる。「繁雑帳」段階では、在御家人の御山支配役への任用も役人の住宅普請、飯米・雑費負担との関わりで提案されているが、在御

家人の御山支配役への任用が進み、御山支配役が手永の中心役人に位置づけられていく過程は、とくに里山を含む「近御郡御山」の維持管理・用益が手永・村方の権限として取り込まれていくことに通じる。

次に勸農業務の柱ともいえる水利土木普請に関する「繁雑帳」の条項構成を示すと表9の通りである。水利土木普請といっても内容は多岐にわたるが、大別すると、「諸御郡海辺・川筋塘御普請」（河川・溜池・海辺の堤・塘筋普請）に関わる塘方と、用水・分水施設の井樋作事に関わる井樋方になっている。普請の中心は塘方であるが、水利土木事業において、宝暦

表9 水利土木普請関係条項の構成

| 条数   | 事書                         |
|------|----------------------------|
| 12条  | 惣塘支配役衆出在之事                 |
| 116条 | 石橋積之事                      |
| 117条 | 石井樋上橋之事                    |
| 118条 | 砂河原水筋掘替、并川内へ新規二土積石積等之御普請之事 |
| 119条 | 用水御普請積帳之事                  |
| 120条 | 井樋御作事之事                    |
| 121条 | 海辺・川塘御普請方石場二御渡被成鉄道具之事      |

永青文庫蔵「明和繁雑帳 会所旧記」による。

改革期、宝暦―安永期は大きな転機となる。宝暦以前においては、「諸御郡海辺・川筋塘御普請」があれば、事業ごとに塘奉行が任命されて現地に赴いていたが、宝暦四年閏二月、塘奉行を廃して惣庄屋の「請込」とし、惣庄屋でカヴァーできない普請には、多くは武士的由緒を有する一領一正・地侍を「助役」（塘方助役）に任じ、従来の塘奉行の給銀を助役に与えることにした。次に示す第一二条は、惣庄屋「請込」となっていた塘奉行の上役筋にあたる惣塘支配役と手永の水利土木普請に関わる条項である。

#### 一 惣塘支配役衆出在之事、

此儀、手永〱御普請之儀者、私共引請、取計勿論之儀二御座候得共、御用多御座候故、御普請所二附居候儀差支、在御家人内〆助役を願、右助役年中所々二付添候而御普請出来仕候、然処、惣塘支配役衆折々罷出、石場二被相詰、御普請之仕法等茂附被申候、右仕法私共了簡二随引可被申様二無御座候得共、一概之申分二而和し兼候儀有之、却而御普請敢果取兼、夫任イも相増、諸失墜御座候二付、惣塘支配役衆之儀者、所々御普請出来候上、一通見分被仕候様有御座度奉存候、

惣庄屋は、塘方助役の在御家人の助勢を得て「諸御郡海辺・川筋塘御普請」を実施しており、惣塘支配役が出在して普請現場に詰め、指揮しようとすることは現場を混乱させ、邪魔以外の何ものでもない」と批判する。惣塘支配役など藩側役人が出在しても何の益もない、「御失墜」とまで酷評されている。それはまた、水利土木普請を惣庄屋の「請込」としながら、惣塘支配役も現場で指揮させるような藩当局の行政指導の不徹底に対する批判ともいえる。

もともと普請には普請用地の地目・石高の変更が伴う。終了した普請の査察も必要となる。惣庄屋は惣塘支配役の役割を普請終了後の見分に限るよう提案する。藩側も惣庄屋の提案を妥当と認め、以後、惣

塘支配役は普請に「携り不申候」と現場から排除する方針を明確にし、ここに手永が水利土木普請の実施主体として前面に出る段階となる。そして、こうした地方の普請状況をふまえて、藩当局は、明和八年三月一九日付で、

一 村用水・土手御普請年々積帳相達来候処、以来御郡代承届ニ而御普請被申付、惣塘支配役中印も差止候様被仰付度由、尤各別大破之御普請ハ今迄之通可被相心得由、此儀御郡代へ存知奇之通可有御達候、

と布達する。水利土木普請の計画・見積りの過程からも惣塘支配役をはずし、郡代段階で普請の企画立案・見積りでの決着ができるようにした。明治初年に至る一九世紀は「水利土木事業の時代」といえるほど事業の活況を呈するが、その最大要因は、事業の大部分が郡代の「受届」＝許認可権限のもと、企画立案から事業実施に至るまで手永＝惣庄屋段階で実現していることにある。水利土木事業は明和・安永期以降、懸案となっている零落所救済に向けた手永の農業基盤整備事業として推進される。

井樋方については、「海辺・大川筋大井樋」、板井樋に替わり増加している灰石（熔結凝灰岩）井樋の設置など井樋方役人衆の関与も強いが、第一二〇条の「一郡限ニ御惣庄屋引請」を求めた提案は井樋方全体に通じるものである。

こうした手永における水利・土木普請全般の推進が技術力の飛躍を生む。普請の技術面との関係で第一二一条を示す。

一 海辺・川塘御普請方石場ニ御渡被成鉄道具之事、

此儀、極々鍛不宜、石割方差支申候ニ付、至極之堅石者御郡ニ御支配銀之内を以、先為御試先掛被仰付、各別石割方宜御座候第一のミ掛替、先掛ニ差出申候而も急ニ相済不申、且又焼刃祝など御座候而、入用も御座候由、受取ニ参候者別而

及迷惑申候ニ付、一切之鉄御道具為御試、一ヶ年分炭代共御惣庄屋へ被渡下候ハ、其所々之石ニ合候様ニ仕覚候鍛冶共ニ拵させ、召仕セ申度奉存候、左候ハ、御鍛冶方も御用減シ、抱夫共之費茂無之、石割方敢果取可申儀ニ付、願者右之通被仰付度奉存候、

手永では普請の「鉄道具」は藩の鍛冶方から提供を受けていたが、惣庄屋は、「堅石」の開鑿には役に立たないとして、手永側での「一切之鉄御道具」の拵え方を提案し、鍛冶用炭代の提供を求めている。普請道具の製作を含めた水利・土木普請全体を手永の責任で推進することが志向されている。

以上検討してきたように、農業に密接した山野・山林の維持・管理、河川・海岸線の水利・土木普請は、郡代の裁量のもと、手永によって担われるようになったことが理解できる。藩領のほぼ全ての山野・山林を監督する御山支配役を手永幹部役人として取り込み、「御山」の維持管理・利益の全てにわたって手永が主体的に関わり、河川・海岸の水利土木普請については、その企画立案から普請・作事の実施、普請道具の製作に至るまで手永が役割を担うようになる。

ところで在御家人の行政役人化をめぐることは、惣庄屋は、在御家人の任用を提案した御山支配役（第一〇条）、惣塘支配役（第一二条）と、これを排除した「津口・陸口問屋荷物改」役（第一一条）、「抜荷改」役（第一二八条）とでは対照的な提案をしている。第一一条と第一二八条を続けて示す。

一 津口陸口問屋荷物改之一領一疋之事、

此儀、去々年御改正被仰付候節、在御家人御極方御座候、然共去年又々元之御仕法被仰付候得共、御家人改方者被差止候との御達茂無御座候ニ付、御郡ニ今以御家人罷出候得共、何ぞ御益ニ立候儀相見江不申候、

一抜米改在受之事、

此儀、前々御直役人被差出来候所、先年在御家人二被仰付、小頭茂老人宛被差添、飯米・雑事代余計之費二相成、小頭も手足不申、極々差支申候二付、去戌年在受御免被仰付被下候様二と願上候得共、相済不申候、其後熊本口々者御直役人被差出、其外者在御家人被差出、毎歳開敷最中と申、御家人并小頭飯米・雑事代失墜多、迷惑二奉存候間、在御家人被差出候儀者止方二被仰付被下度奉存候、尤御年貢米者御蔵送り、御扶持方払者通を差出可申候間、是を見合、熊本口々被差通可被下候、御年貢皆済仕候者者、口留無之所々も売手形私共は相渡売セ可申候、其外抜米売仕候者買候者共二、稠敷御咎メ被仰付被下度奉存候、

津口陸口問屋荷物改は明和五年三月の津口陸口運上銀の一統改正によつて在御家人が見扱役に任用されるが、惣庄屋は在御家人を津口・陸口の口留に配しても「何ぞ御益ニ立候儀相見江不申候」と酷評し、差し止めを求める。「抜米改」役には熊本からの「直役人」に替えて在御家人と補佐の小頭が置かれたが、惣庄屋は、駐在の諸経費が郡中の負担となり、小頭など役にも立っていないとして、これも差し止めを求める。

惣庄屋が、在御家人の任用に消極的なのは以下の二つの理由による。第一に、在御家人が増加し、「村人数」から離れた百姓の高・村役の扱いに直面していたことにある。すなわち、百姓が寸志による在御家人や給人・寺社の配下となって村人数から離れ、家代・高主と称する代理人を立てたが、彼ら代理人と村・村役との関係が曖昧になっていた。第二に、惣庄屋には寸志により在御家人となった百姓では地方業務の役には立たないとの認識が強いことによる。藩当局も惣庄屋側の強い異議には早めの対応をしている。その要点は、①在御家人の身分

待遇は本人一代に限る、②苗字帯刀を許され、郡代から通達を受ける「郡代直触」以上を在御家人とする、③在御家人の代理人は家代・高主は村人数に加える、④したがって在御家人の所持高は「御郡並之支配」を受ける、というものである<sup>(4)</sup>。

そして明和八年一二月の達書において、武士的由緒を持つ家筋の一領一正・地侍は御家人と、寸志による新規の在御家人を「在御家人」として一本化する<sup>(5)</sup>。ここに在御家人制は法制的にも確立し、寸志により増加する在御家人も、その一定部分は在役人として手永会所に詰め、「見扱」と称する治安警察業務を中心に地方業務を分担する状態へと進む<sup>(6)</sup>。

さて、「繁雑帳」において、惣庄屋が在御家人の任用を拒否していた「津口陸口問屋荷物改」役・「抜米改」役は、一九世紀には「唐物抜荷方改役」に推移し、郡代手附横目と並ぶ在御家人の最高役職に位置づけられる。郡代・惣庄屋の腹心となる郡代手附横目も主に百姓は在御家人層から任用される。惣庄屋に御山支配役・郡代手附横目を加えて「手永三役」と称するが、このように見えてくると、手永の中心役職の整備は、領主的業務の郡中への取り込みと連動する形で進行したものと見える。

以上のように、宝暦・明和期には、水利土木普請、山野・山林管理といった勸農分野、郡中の治安警察分野において領主的業務の地方移譲が進む。治水・水利土木普請といえ、幕藩制初期、領主権力が家臣団(普請組)と百姓夫役を組織して行う最大の公共業務であり、領主制は百姓支配の根幹に関わる責務でもあったが、今や水利土木普請は手永段階で行われるようになる。藩領の山野・山林の大部分を占める「御山」も、手永三役に一人、御山支配役を中心とした手永・村の維持・管理組織のもとに置かれる。手永に「御足米」「願米」を超えた地域運営財源として年貢の一部(雑税部分)が留保される一九世紀

段階になると、「水利土木事業の時代」というべき状況になり、手永による農業基盤整備事業・社会保障事業、「御山」開発事業が活発化し、手永が村・百姓の成立ちを保障する段階となる。

(1) 永青文庫蔵「宝暦六年 覚帳」、『日本林制史資料 熊本藩』（農林省編、朝陽会）九二八頁。

(2) 『藩法集 7 熊本藩』二四〇頁。

(3) 「井田衍義 宝暦と天明迄郡中法令」、『藩法集 7 熊本藩』二九九頁。

(4) 『藩法集 7 熊本藩』四八一・二頁。

(5) 右同書、三〇二・三頁。

(6) 「繁雑帳」では、見取役として先の「津口陸口問屋荷物改」「抜米改」の他に、第六条に「水前寺苔見取」が存在する。同役は在御家人、熊本からの直役人、惣庄屋と受持ちが変転し、明和五年から在御家人田中幸右衛門の受持ちになっていた。在御家人は「無給扶持」なので田中には「御心附」として毎年銀一八〇目が与えられているが、注目したのは、この給分が「飽田・詫麻二而六手永出銀」により賄われていることである。水前寺苔見取は献上用など御用苔の取締りに当たっており、惣庄屋は「御心附」の藩側「御出方」を要求する。藩当局は在御家人に「御用」を任せつつ、「無給扶持」で任に当たらせるか、わずかの給分を郡中に負担させる傾向にあるが、こうした在御家人の手軽な利用が郡中における領主的業務の地方移譲を増加させることに結果する。

## おわりに

宝暦改革期の「寄せ村」＝村統合から明和七（一七七〇）年の「繁雑」調べ方に至る過程は、改革政治を主導する大奉行堀平太左衛門か

らすれば、「村」を中心とした年貢収取体制の再編強化と「繁雑」化する地方の行政業務のスリム化に直接の目的があった。しかし、領内惣庄屋は「繁雑」調べ方を命じられると、現行の地方行政・地方制度の問題点を洗い出し、「寄せ」を通じて「下方」の異議・要求を「繁雑帳」三冊にとりまとめ、「御惣庄屋連印」を得て藩当局に提出した。惣庄屋による「繁雑帳」取りまとめの意義は大きく二つある。

第一に、「繁雑帳」は期せずして「下方」の要求・異議申し立ての場となり、自らの異議・要求に対する政策提案の場ともなったことである。全一五一か条からなる「繁雑帳」の条項は、ほとんどが現行の地方行政・地方制度の問題点を提示した異議申し立てであり、現状の是正・改善を求めた要求書となっている。しかも単なる異議申し立てではなく、過半の条項には「御百姓共迷惑」という文言が配され、百姓「気毒」、「苛察」という表現まで使用される。そして惣庄屋は、改革政治の継続拒否に通じる「新法」停止まで求めつつ、「寄せ」を通じて異議・要求に対する対応・解決策を提示し、藩当局にその政策実現化を求めている。「下方」は地方行政・地方制度に関する広範な既得権を確保した。

第二に、手永の地域運営組織としての役割が大きく顕現化したことである。改革政治後期の明和・安永期は、連続する凶作・飢饉、顕在化する明高・零落所問題のもとで「村」の成立ち・年貢請負の不安定な状況を招来させるが、惣庄屋は、「繁雑帳」を通じて、個別の「村」では行えない広域的な課題について政策提案し、「村」を広域的に保障していく方途を打ち出すとともに、領主側が人員的・財源的に担えなくなっている社会の公共業務の取り込みを図る。特に農業に直結した勸農業務の柱である水利土木普請などは手永段階で担われる状態となる。

惣庄屋の性格も変わる。宝暦改革期を通じ惣庄屋の職務能力が一層

求められてくるが、この時期に初期以来の世襲惣庄屋の交替も進んでおり、主に百姓層から登用される惣庄屋は、「繁雑帳」に示されるように、「下方」の要求・要望をとりまとめ実現する職務能力に百姓側の信任の主眼が置かれるようになる。

こうして宝暦―安永期の藩政改革過程において志向される行財政整理、行政業務のスリム化とあいまった行政権限・財源の地方移譲を通じて手永の広域自治団体化が進み、緩やかながら武家領主の政治行政を収縮に向かわせる地方胎動を現出せしめる。そして明治初年に至る一九世紀には、中央政府⇨藩庁では財源的・人行的に行われない農業基盤整備事業（とくに水利土木事業）・社会保障事業が活発化し、広域自治団体としての手永制の発達をみる。